

(6) 運賃制度

(ア) 乗合 (一般乗合)

実施 平成27年 12月 6日

券種別			運賃																																										
普通乗車券	片道	大人	対キロ区間制 基準賃率 38円10銭 (消費税5%込み) 最低運賃 150円 ただし、仙台市内の特定区域における仙台駅前から第1区界停留所までの区域内については170円、一部区域については100円（市内中心部の一定区域及び地下鉄東西線八木山動物公園駅、薬師堂駅、荒井駅周辺の一定区域）																																										
		小児	片道大人普通旅客運賃の半額(10円未満の端数は、10円単位に切り上げる。)																																										
	身体障害者 知的障害者 精神障害者 福祉児童 原子爆弾被爆者		大人又は小児の片道普通旅客運賃の5割引き																																										
カード乗車券	I C カード乗車券 iccsa （イクスカ）		<p>チャージ（入金）して片道普通乗車券として使用 (記名式iccsaには定期乗車券機能の付加が可能)</p> <p>発売額 1,000円, 2,000円, 3,000円, 5,000円, 10,000円 (500円のデポジットを含む)</p> <p>※SF残額（*）が不足した場合はチャージすることにより繰り返し利用可能 *運賃の支払及び乗車券との引換えに充当することができるiccsaに記録された利用可能金額</p> <p>ポイントサービス</p> <p>【基本ポイント】 iccsaのSF残額から差引いた乗車ごとの普通旅客運賃の額に、月毎の乗車回数に応じたポイント率を乗じて得た数（1未満の端数は切り捨てる）を、市バス基本ポイントとして付与する</p> <table> <tbody> <tr><td>乗車回数 1回目から10回目まで</td><td>ポイント率 5%</td></tr> <tr><td>乗車回数 11回目から20回目まで</td><td>ポイント率 9%</td></tr> <tr><td>乗車回数 21回目から30回目まで</td><td>ポイント率 13%</td></tr> <tr><td>乗車回数 31回目から40回目まで</td><td>ポイント率 17%</td></tr> <tr><td>乗車回数 41回目から50回目まで</td><td>ポイント率 21%</td></tr> <tr><td>乗車回数 51回以上</td><td>ポイント率 25%</td></tr> </tbody> </table> <p>【乗継ポイント】 iccsaのSF残額により市営バスと地下鉄を60分以内に乗り継ぐごとに下記のポイントを乗継ポイントとして付与する</p> <table> <tbody> <tr><td>大人普通旅客運賃</td><td>30ポイント</td></tr> <tr><td>小児普通旅客運賃</td><td>15ポイント</td></tr> <tr><td>福祉割引運賃（大人）</td><td>15ポイント</td></tr> <tr><td>福祉割引運賃（小児）</td><td>7ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントはiccsaを利用した月の翌月10日に付与する 付与されたポイントは1ポイント=1円としてiccsaにポイントチャージすることができる</p>	乗車回数 1回目から10回目まで	ポイント率 5%	乗車回数 11回目から20回目まで	ポイント率 9%	乗車回数 21回目から30回目まで	ポイント率 13%	乗車回数 31回目から40回目まで	ポイント率 17%	乗車回数 41回目から50回目まで	ポイント率 21%	乗車回数 51回以上	ポイント率 25%	大人普通旅客運賃	30ポイント	小児普通旅客運賃	15ポイント	福祉割引運賃（大人）	15ポイント	福祉割引運賃（小児）	7ポイント																						
乗車回数 1回目から10回目まで	ポイント率 5%																																												
乗車回数 11回目から20回目まで	ポイント率 9%																																												
乗車回数 21回目から30回目まで	ポイント率 13%																																												
乗車回数 31回目から40回目まで	ポイント率 17%																																												
乗車回数 41回目から50回目まで	ポイント率 21%																																												
乗車回数 51回以上	ポイント率 25%																																												
大人普通旅客運賃	30ポイント																																												
小児普通旅客運賃	15ポイント																																												
福祉割引運賃（大人）	15ポイント																																												
福祉割引運賃（小児）	7ポイント																																												
通勤		<table> <tbody> <tr><td>大人</td><td>1か月</td><td>乗車区間10kmまでは基準運賃額に60を乗じた額を3割引きし、10kmを超える場合は15kmまでは10kmを超えた部分の基準運賃額に60を乗じた額を3割5分引きし、15kmを超える場合は15kmを超えた部分の基準運賃額に60を乗じた額を5割引きした合計額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額</td></tr> <tr><td></td><td>3か月</td><td>103分の105を乗じる前の1か月通勤定期旅客運賃の3倍を5分引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額</td></tr> <tr><td></td><td>6か月</td><td>103分の105を乗じる前の1か月通勤定期旅客運賃の6倍を1割引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額</td></tr> <tr><td colspan="2">共通大人</td><td>上記に同じ</td></tr> <tr><td rowspan="3">定期乗車券</td><td rowspan="4">小児</td><td>1か月</td><td>103分の105を乗じる前の通勤大人の定期旅客運賃を半額にした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額</td></tr> <tr><td>3か月</td><td></td></tr> <tr><td>6か月</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">共通小児</td><td>上記に同じ</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="7">定期乗車券</td><td rowspan="3">通学</td><td rowspan="3">大人</td><td>乗車区間10kmまでは基準運賃額に60を乗じた額を4割引きし、10kmを超える場合は15kmまでは10kmを超えた部分の基準運賃額に60を乗じた額を5割引きし、15kmを超える場合は15kmを超えた部分の基準運賃額に60を乗じた額を8割引きした合計額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額</td></tr> <tr><td>103分の105を乗じる前の1か月通学定期旅客運賃の3倍を5分引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額</td></tr> <tr><td>103分の105を乗じる前の1か月通学定期旅客運賃の6倍を1割引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額</td></tr> <tr><td rowspan="5">小児</td><td>共通大人</td><td>上記に同じ</td></tr> <tr><td>1か月</td><td>103分の105を乗じる前の通学大人の定期旅客運賃を半額にした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額</td></tr> <tr><td>3か月</td><td></td></tr> <tr><td>6か月</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">共通小児</td><td>上記に同じ</td><td></td></tr> </tbody> </table>	大人	1か月	乗車区間10kmまでは基準運賃額に60を乗じた額を3割引きし、10kmを超える場合は15kmまでは10kmを超えた部分の基準運賃額に60を乗じた額を3割5分引きし、15kmを超える場合は15kmを超えた部分の基準運賃額に60を乗じた額を5割引きした合計額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額		3か月	103分の105を乗じる前の1か月通勤定期旅客運賃の3倍を5分引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額		6か月	103分の105を乗じる前の1か月通勤定期旅客運賃の6倍を1割引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額	共通大人		上記に同じ	定期乗車券	小児	1か月	103分の105を乗じる前の通勤大人の定期旅客運賃を半額にした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額	3か月		6か月		共通小児		上記に同じ		定期乗車券	通学	大人	乗車区間10kmまでは基準運賃額に60を乗じた額を4割引きし、10kmを超える場合は15kmまでは10kmを超えた部分の基準運賃額に60を乗じた額を5割引きし、15kmを超える場合は15kmを超えた部分の基準運賃額に60を乗じた額を8割引きした合計額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額	103分の105を乗じる前の1か月通学定期旅客運賃の3倍を5分引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額	103分の105を乗じる前の1か月通学定期旅客運賃の6倍を1割引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額	小児	共通大人	上記に同じ	1か月	103分の105を乗じる前の通学大人の定期旅客運賃を半額にした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額	3か月		6か月		共通小児		上記に同じ	
大人	1か月	乗車区間10kmまでは基準運賃額に60を乗じた額を3割引きし、10kmを超える場合は15kmまでは10kmを超えた部分の基準運賃額に60を乗じた額を3割5分引きし、15kmを超える場合は15kmを超えた部分の基準運賃額に60を乗じた額を5割引きした合計額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額																																											
	3か月	103分の105を乗じる前の1か月通勤定期旅客運賃の3倍を5分引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額																																											
	6か月	103分の105を乗じる前の1か月通勤定期旅客運賃の6倍を1割引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額																																											
共通大人		上記に同じ																																											
定期乗車券	小児	1か月	103分の105を乗じる前の通勤大人の定期旅客運賃を半額にした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額																																										
		3か月																																											
		6か月																																											
共通小児		上記に同じ																																											
定期乗車券	通学	大人	乗車区間10kmまでは基準運賃額に60を乗じた額を4割引きし、10kmを超える場合は15kmまでは10kmを超えた部分の基準運賃額に60を乗じた額を5割引きし、15kmを超える場合は15kmを超えた部分の基準運賃額に60を乗じた額を8割引きした合計額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額																																										
			103分の105を乗じる前の1か月通学定期旅客運賃の3倍を5分引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額																																										
			103分の105を乗じる前の1か月通学定期旅客運賃の6倍を1割引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額																																										
	小児	共通大人	上記に同じ																																										
		1か月	103分の105を乗じる前の通学大人の定期旅客運賃を半額にした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額																																										
		3か月																																											
		6か月																																											
共通小児		上記に同じ																																											

券種別				運賃
通学	学都仙台フリー・バス	全線	大人	1か月 5,140円
				3か月 15,420円
				6か月 30,840円
			小児	1か月 2,570円
				3か月 7,710円
				6か月 15,420円
		全線共通	大人	1か月 (販売額10,280円(南北線又は東西線), 11,460円(南北線及び東西線))
				3か月 (販売額30,840円(南北線又は東西線), 34,380円(南北線及び東西線))
				6か月 (販売額61,680円(南北線又は東西線), 68,760円(南北線及び東西線))
			小児	1か月 (販売額5,140円(南北線又は東西線), 5,730円(南北線及び東西線))
				3か月 (販売額15,420円(南北線又は東西線), 17,190円(南北線及び東西線))
				6か月 (販売額30,840円(南北線又は東西線), 34,380円(南北線及び東西線))
バス・地下鉄連絡	通勤	大人	1か月	103分の105を乗じる前の通勤大人の定期旅客運賃を5分引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額
			3か月	103分の105を乗じる前のバス・地下鉄連絡1か月通勤定期旅客運賃の3倍を5分引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額
			6か月	103分の105を乗じる前のバス・地下鉄連絡1か月通勤定期旅客運賃の6倍を1割引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額
		共通大人	上記に同じ	
			1か月	103分の105を乗じる前のバス・地下鉄連絡通勤大人の定期旅客運賃を半額にした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額
			3か月	
		共通小児	6か月	
			上記に同じ	
		大人	1か月	103分の105を乗じる前の通学大人の定期旅客運賃を5分引きにした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額
			3か月	103分の105を乗じる前のバス・地下鉄連絡1か月通学大人定期旅客運賃の3倍を5分引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額
			6か月	103分の105を乗じる前のバス・地下鉄連絡1か月通学定期旅客運賃の6倍を1割引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額
		共通大人	上記に同じ	
			1か月	103分の105を乗じる前のバス・地下鉄連絡通学大人の定期旅客運賃の半額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額
			3か月	
定期乗車券	バス・バス連絡	大人	6か月	
			上記に同じ	
		小児	1か月	103分の105を乗じる前のバス・地下鉄連絡通勤大人の定期旅客運賃を半額にした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額
			3か月	
			6か月	
		共通小児	上記に同じ	
			1か月	103分の105を乗じる前の通勤大人の定期旅客運賃を1割5分引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額
			3か月	
			6か月	
		大人	上記に同じ	
			1か月	103分の105を乗じる前のバス・バス連絡1か月通勤定期旅客運賃の3倍を5分引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額
			3か月	
			6か月	
		共通大人	上記に同じ	
			1か月	103分の105を乗じる前のバス・バス連絡通勤大人の定期旅客運賃を半額にした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額
			3か月	
地下鉄・バス・バス連絡	通勤	大人	6か月	
			上記に同じ	
		小児	1か月	103分の105を乗じる前の通勤大人の定期旅客運賃を1割9分2厘5毛引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額
			3か月	
			6か月	
		共通大人	上記に同じ	
			1か月	103分の105を乗じる前の地下鉄・バス・バス連絡1か月通勤定期旅客運賃の3倍を5分引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額
			3か月	
			6か月	
		共通小児	上記に同じ	
			1か月	103分の105を乗じる前の通学大人の定期旅客運賃を1割9分2厘5毛引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額
			3か月	
			6か月	
		大人	上記に同じ	
			1か月	103分の105を乗じる前の地下鉄・バス・バス連絡1か月通学大人定期旅客運賃の3倍を5分引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額
			3か月	
			6か月	
		共通大人	上記に同じ	

券種別				運				賃					
定期乗車券	ス地 ・下 絡バ ス・ 連バ	通学	小児	1か月	103分の105を乗じる前の地下鉄・バス・バス連絡通学大人の定期旅客運賃の半額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額								
				3か月									
				6か月									
		共通小児		上	記に同じ								
	特殊	サン・キュ・パッ区	1か月	3,980円	(市内中心部) 100円パッ区内全線通用								
			3か月	11,940円									
			6か月	23,880円									
	身体障害者 知的障害者 福祉児童 原子爆弾被爆者	通勤	大人	1か月	103分の105を乗じる前の通勤大人の定期旅客運賃を3割引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額								
				3か月									
				6か月									
		通学	大人	1か月	103分の105を乗じる前の通学大人の定期旅客運賃を3割引きした額を10円単位に四捨五入した額に、103分の105を乗じ10円単位に四捨五入した額に、105分の108を乗じ10円単位に四捨五入した額								
				3か月									
				6か月									
		学都仙台フリーパス	全線	1か月	3,600円								
				3か月	10,800円								
				6か月	21,600円								
		全線共通	1か月	3,600円	(販売額 8,740円 (南北線又は東西線), 9,920円 (南北線及び東西線))								
			3か月	10,800円	(販売額26,220円 (南北線又は東西線), 29,760円 (南北線及び東西線))								
			6か月	21,600円	(販売額52,440円 (南北線又は東西線), 59,520円 (南北線及び東西線))								
団体乗車券 (10人以上で 利用する場合)		普通団体		乗車区間の大人又は小児の片道普通旅客運賃の1割引き (10人以上15人未満) 又は1割5分引き (15人以上)									
		学生団体		乗車区間の大人又は小児の片道普通旅客運賃の1割5分引き (10人以上15人未満) 又は2割引き (15人以上)									
一日乗車券				市内区域券 (仙台駅前から260円区域内全線通用) 大人 640円, 小児 320円 近郊区域券 (仙台駅前から350円区域内全線通用) 大人 980円, 小児 490円									

環境定期券制度 (愛称: カルガモ家族)	土・日・祝日, 年末年始 (12/29~1/3) に, 市バス定期券 (学都仙台フリーパスを除く) を持っている方が同居する家族 (5人まで) と定期券表示区间内を利用した場合に, 同乗する家族が1人乗車1回につき, 大人100円, 小児50円 (現金に限る) で利用できる制度
-------------------------	---

定期観光				
券種別		運		賃
観光シティループバス	普通旅客運賃	大人	260円	
			130円	
		身体障害者 知的障害者 精神障害者 福祉児童 原子爆弾被爆者	大人又は小児の普通旅客運賃の5割引き	
			620円	
			310円	
	るーぶる仙台 一日フリー乗車券	大人	540円	(地下鉄に係る部分の運賃を加えた額 (販売額) 900円)
		小児	270円	(地下鉄に係る部分の運賃を加えた額 (販売額) 450円)
	るーぶる仙台・地下鉄 共通一日フリー乗車券	大人		
		小児		
※一日フリー乗車券については、公共政策的割引は行わない。				

注1 「学都仙台フリーパス」に係る全線共通の運賃及びるーぶる仙台・地下鉄共通一日フリー乗車券の運賃は、一般乗合旅客自動車に係る部分の運賃である。

注2 身体障害者の普通旅客運賃及び定期旅客運賃は、身体障害者手帳等を提示した場合及びその介護人で管理者が必要と認める者について適用する。

知的障害者の普通旅客運賃及び定期旅客運賃は、知的障害者療育手帳等を提示した場合及びその介護人で管理者が必要と認める者について適用する。

精神障害者の普通旅客運賃は、仙台市又は宮城県が発行した精神障害者保健福祉手帳 (写真貼付のものに限る) を提示した場合に適用する。

原子爆弾被爆者の普通旅客運賃及び定期旅客運賃は、被爆者健康手帳等を提示した場合及びその介護人で管理者が必要と認める者について適用する。

福祉児童の普通旅客運賃及び定期旅客運賃は、児童福祉法第12条の4、第41条~第44条に規定する施設に入所その他の措置を受けている者及びその付添人で、割引証を提示した場合に適用する。

注3 運賃の計算で10円未満の端数が生じた場合、小児運賃の計算では10円単位に切り上げる。

(イ) 貸切

実施 平成27年4月1日

運賃・料金の種類		運賃・料金の額			
運 賃	時間制運賃	時間 車種		1時間につき	
		大型車	一般	6, 980円	
	キロメートル 制運賃		学校等	5, 160円	
	走行 車種		1kmにつき		
料 金	深夜早朝運行料金	大型車	一般	200円	
			学校等	140円	
	交代するための運転者 を配置しない場合		時間制運賃の2割		
	交代するための運転者 を配置する場合		時間制運賃及び交代運転者配置料金（時間制料金 部分）の2割		
	交代運転者配置料金	1時間につき	2, 610円		
		1kmにつき	20円		
	誘導員配置料金	1時間につき	1, 500円		
消費税導入に伴う 運賃・料金の加算		運賃・料金の総額の8%			
備 考		この表において「学校等」とは学校教育法（昭和22年法律第216号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に通学又は通園する者の団体をいい、「一般」とは「学校等」以外の団体をいう。			